

#### 「ねんきん定期便」をお送りいたします

「ねんきん定期便」は、毎年、国民の皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省から委託を受け、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合は、同封の「年金加入記録 回答票」にてお知らせください。(「もれ」や「誤り」が無い場合には、回答の必要はありません)

前年の「ねんきん定期便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、 現在、日本年金機構がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には、調査中の年金記録は 反映されておりません。調査が終了しましたら、日本年金機構から調査結果をお届けしますので、今 しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されています。

同封

物

#### 〇 ねんきん定期便

「これまでの年金加入期間」です・・・・・・・・・・・F-1ページ

これまでの『年金加入履歴』です・・・・・・・・・・・F-3ページ

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です(※)・・・・F-5厚ページ

(※) 厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封されています。

これまでの国民年金保険料の納付状況です(※)・・・・・・・・トー5国ページ

- (※) 国民年金の加入履歴のある方のみ同封されています。
- 〇 「ねんきん定期便」パンフレット
- 〇 年金加入記録回答票、返信用封筒

#### お客様の照会番号

(※照会番号は、お問い合わせの際に必要となります。)

# ◆◇ 「ねんきんネット」でお客様の年金額が試算できます! ◇◆

インターネットサービス「ねんきんネット」では、お客様のすべての加入期間の年金記録が確認できます。また、今後の働き方等、さまざまな条件を入力し年金見込額を試算できます。 下記の「アクセスキー」を使えば、わずか**5分で登録**が完了します。ぜひご登録ください。

あたたの年金をカンタン確認 
るんきんネット

http://www.nenkin.go.jp/n/www/n\_net/

#### お客様のアクセスキー

(有効期限:本状到着後3ヶ月)

「ねんきんネット」の申込み手順は裏面をご覧ください。|

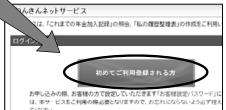
- ※ 既に「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方にも、アクセスキーが記載されておりますが、改めてのご登録は不要です。
- ※「ねんきん定期便」には、上記「アクセスキー」を含め個人情報が記載されておりますので、大切に保管してください。

# ◇◆ ご利用の手続きはとっても簡単! ◆◇

# 「ねんきんネット」申込み手順



①日本年金機構(URL:http://www.nenkin.go.jp/)のホーム ページにアクセスしていただき、画面右側の「インターネット サービス」にある「ねんきんネット」ボタンをクリックします。



5日間程度(郵送)かかります。)

②「ログインメニュー」 が表示されますので、 「初めてご利用登録 される方」ボタンを クリックします。



- ③ 左記画面が表示されますので「ご利用登録(アクセスキー をお持ちの方)」ボタンをクリックします。
- 4 本状の表面に記載されている「アクセスキー(※1)」と、 必要な情報(基礎年金番号(※2)、氏名等)を入力します。
- 即時にユーザIDが発行できる「アクセスキー」の有効期限は本状到着後、 Ж1 3ヶ月です。お早めに申込みをお願いいたします。 (期限後も、ホームページで利用登録が可能です。ただし、ユーザIDの発行には
- ※2 今回ご送付している「ねんきん定期便」は、「ねんきんネット」をご利用登録 いただくための「アクセスキー」を同封していることから、第三者のなりすましによる 利用申請等を防止するため、基礎年金番号を記載しておりません。

基礎年金番号がご不明の方は、以下の書類でご確認いただけます。

- ① 年金手帳、② 基礎年金番号通知書、③ ねんきん特別便、
- ④ 平成23年3月以前に送付された「ねんきん定期便」

なお、上記書類により、ご確認できなかった場合は、

- 会社員の方などは、お勤め先の総務関係の部署にお尋ねください。
- 個人情報保護の関係上、お電話で基礎年金番号をお答えすることは できませんが、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話 いただければ、基礎年金番号が記載された書類を郵送します。

#### 携帯電話からのユーザ | D発行申込み

https://www3.idpass-net.nenkin.go.jp/mobile/

バーコード読取機能付き携帯電話であれば、下記 バーコードがご利用できます。



- ※ドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話でID発行が 可能です。
- (ただし、年金情報はパソコンからご確認ください。)
- ※ 申込み時の通信料はお客様のご負担となります ので、ご注意ください。

#### 「年金個人情報提供サービス」をご利用の方へ ユーザ | D切り替えのお願い

「ねんきんネット」の「ログインメニュー」から、「ご利用登録 されている方」のボタンをクリックして、「年金個人情報提供 サービス」のユーザIDとお客様設定パスワードでログインし ますと、「ねんきんネット」用の新ユーザIDが発行されます。

※ 古いユーザIDは使用できなくなりますので、ご注意ください。

## 「ねんきん定期便」・「ねんきんネット」に関するお問い合わせは

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ!



**2** 0570-058-555

050 (一部) の電話、070の電話からおかけになる場合は

(受付時間)

月~金曜日:午前9時~午後8時まで 第2土曜日:午前9時~午後5時まで (祝日、12月29日~1月3日を除く)

<u>03</u>-6700-1144

# ねんきん定期便



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

#### 照会番号

(照会番号は、お問い合わせの際に必要となります)

この「ねんきん定期便」は、 平成 年 月 日時点の年金加入 記録に基づき作成されております。

#### 「これまでの年金加入期間」です

※このお知らせの見方は、パンフレットの2~3ページをご覧ください。

#### これまでの年金加入期間

	国民年金			40.00.000	年金加入
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)	厚生年金保険	船員保険	期間合計(未納期間を除く)
月	月	月	月	月	月

#### (参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険 合計 】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されておりません。

- ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。
- ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

※このマークは、音声コードです。

目の不自由な方でも、お 一人おひとりの年金記録に 関する情報を音声で聞くこ とができます。



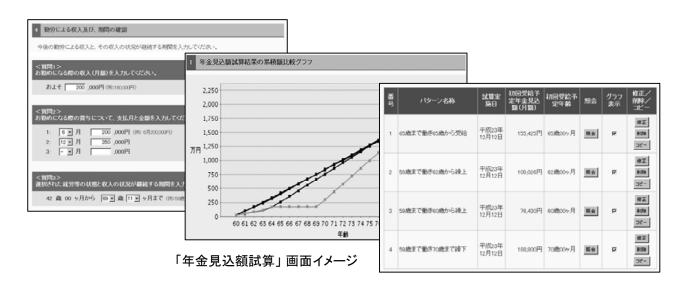
# ◇◆ 「ねんきんネット」をぜひご利用ください! ◆◇

### お客様の誕生月にねんきん定期便を電子メールでご案内します!

### ● ご自身の人生設計に合わせて、年金額の試算ができます!

「60歳まで保険料を納め続けた場合」、「年金を受け取りながら働き続けた場合」の年金額など、 ご自身の人生設計に合わせた条件にもとづいて、年金額の試算ができます。

また、国民年金保険料を遡って納めた場合、年金額がどの程度増えるのかといった試算もできるようになります。(平成24年8月開始予定)



### ● いつでも、最新の年金記録が確認できます!

ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。



「ねんきんネット」によって記録を回復されたお客様の 事例: (沖縄県のA子さん、61歳)

「ねんきんネット」で「未加(年金制度に未加入)」と表示されていたことから、年金事務所を訪問し、2つの厚生年金の記録(旧姓)を発見することができました。

「年金記録情報照会」画面イメージ

- ☎ インターネットのご利用の難しい方は、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話いただければ、年金記録を送付いたします。
- ※ 今なお、持ち主のわからない年金記録を「ねんきんネット」で検索できるようになります。 (平成25年1月開始予定)

詳しくは、「**ねんきんネット」で検索** ねんきんネット 検索 http://www.nenkin.go.jp/n/www/n net/

# これまでの『年金加入履歴』です

お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください(裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。

- ※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。 ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

①番号	②加力	入制度		③お勤る	め先の名	<b>乙称等</b>			取得した 月日	⑤資	格を失っ <i>†</i> 年月日	<u> </u>	⑥加入月数
	<b>*</b>	このお	知らせ	の見方	は、パ	ンフレッ	トの4~	·5ペー:	ジをご覧	ください	١,		
納付済	全額免除	4分の3	半額免除	民年金 4分の1	学特等	第3号	納付済等	8厚生:	年金保険	9船員	員保険	10	年金加入 期間合計
月数	月数	免除月数	月数	免除月数	月数	月数	月数計	加入月数一(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	(未終	対用数を除く)
国民任	 金被保険	     		₹₩₩	<b>保険料納付</b>	 		-					
におけ	る未納月			לוטמכו	(再掲)	3/3×^		( )	( )				
【備考	5 /												
※ 納付	卸限内に負	2 除料を納	めた場合で	·あって‡.(「	]座振替‡.	同様) 情	報が反映さ	れるまで最っ	大3週間程度	きかかる.	レがあるたん	か「 <del>ま</del>	

#### ②「加入制度」について

- ②欄は、加入した年金制度を表示しています。
  - ◆国年・・・国民年金 ◆厚年・・・厚生年金保険 ◆船保・・・船員保険

#### [加入種別について]

種別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に加入しておらず、第3号被保険者でない方)の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に加入している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上 60歳未満の方

## ③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社(事業所)名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別(「第1号被保険者」等)を表示しています。

会社名または船舶所有者名が国のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」 または「船員保険」と表示しています。

### ④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

- ④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。
- ⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

#### ⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前々月までの月数を表示しています。

# ⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含みます。

3/4免除、半額免除および1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報 が提供されるまで一定の期間を要するため、作成日時点では「未納月数」に計上されている場合がありま す。

### 8「厚生年金保険」9「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

#### 《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。(※坑内員または船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります)

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

#### 《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

# ⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

# 厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です

標準報酬月額についての裏面の解説をご覧いただいた上で、記載されている金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例)平成20年度 1月 → 平成21年1月

年度 種別			標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
牛度	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		12月	1月	2月	3月	
※ ブラ	L ンク(空白)(	カ月につい	いては、厚	生年金保	燥に加入	していな	い月となり	リますが、「	国民年金	または共済	斉組合等(	に加入して	こいる	
	合も、同様に													
	標準報酬													
	標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与 納付額													
	標準報酬 標準賞与													
	納付額													
	標準報酬 標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与 納付額													
	標準報酬 標準賞与													
	標準員子													
	I# 1# 10 TIII													
	標準報酬 標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与 納付額													
	かけい領													
	標準報酬													
	標準賞与 納付額													
	標準報酬 標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与													
	納付額													
	標準報酬													
	標準賞与 納付額													

# 標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、あなた様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、日本年金機構が管理している記録です。

#### 1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や、受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額(注1)に当てはめたものです。

#### 〇 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に決め直されます。※

※【定期的に決め直される標準報酬月額】

平成14年度までは、5月から7月までの報酬の平均を標準報酬月額として10月から適用されます。 平成15年度以降は、4月から6月までの報酬の平均を標準報酬月額として9月から適用されます。

また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ (http://www.nenkin.go.jp/)「ねんきん定期便に関するQ&A」でご覧いただけます。

注1)標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限(最高額)は62万円、下限 (最低額)は9万8千円となっており(年度により異なります)、実際の報酬(給与等)として上限を超える、あるいは下限 を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額(上限を超える場合→62万円、下限を下回る場 合→9万8千円)として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構ホームページ (http://www.nenkin.go.jp/)でご覧いただけます。

#### 〇 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給与、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

#### 2 標準賞与額について

平成15年4月から、賞与からも(厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の)保険料をお支払いいただき、年金額に計算することになっていますが、保険料の計算の基礎となる標準賞与額は、実際に支払われた賞与額の千円未満の端数を切り捨てた額です。

なお、標準賞与額の上限(最高額)は1回150万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は150万円として決定しています。(注2)

注2) 平成7年4月から平成15年3月までの間は、賞与等から「特別保険料」をご負担いただいておりましたが、これは、年金財政に も考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置で、特別保険料は年金額計算の基礎とはならない(標準賞与にはならない) ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には記載しておりません。

#### 3 保険料の計算方法と納付

保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算され、事業主と被保険者で折半して負担します。(1円未満の端数の取扱いについては、お勤め先によって負担方法が異なるため、「ねんきん定期便」では1円未満の端数について、50銭以下の場合は切捨て、50銭を超える場合は切り上げて表示しています)

また、被保険者が負担する保険料は一般的には事業主が給与等から控除し、事業主がまとめて保険者(国)に納付します。

なお、平成7年4月より、育児休業中における被保険者本人が負担する保険料は免除されていますので、保 険料納付額には含まれていません。

# これまでの国民年金保険料の納付状況です

お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください (裏面の見方をご覧ください)

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまで最大3週間程度 かかることがあるため、「未納」と表示されている場合がありますのでご容赦ください。

	納付	済月数	牧等の[	<b>为訳</b>							月別納	付状沥					
年度	①納付	2免除	③学生 納付特 例等	4計	⑤未納	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ 昭和	1051年	以前の		年金保	<b>)</b> ) 険料σ	)納付¥	犬況の	一部に	ついて	は、年	度単位	で管理	してい	るもの	があり	、各月	毎
の納化	寸状況	が確認	できな	い場合	があり	ます。	その場	合の月	別納何	寸状況 -	欄は「	* * *	が表え	示される	ます。		
																	ı

※「年度」は、4月から翌年3月までを1年度として表します。 例) 平成20年度 1月 → 平成21年1月

# 国民年金保険料の納付状況の見方

## [納付済月数等の内訳欄の見方]

年度別に次の月数を表示しています。

① 納付 ・・・・国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。

② 免除 ・・・・国民年金保険料が全額免除された月数および半額免除、3/4免除、

1/4免除され、残りを納めた月数です。(注1)

③ 学生納付特例等・・・・学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です。 (注2)

4 計 ・・・・①~③の合計月数です。

⑤ 未納・・・・・国民年金保険料を納めていない月数です。(半額免除、3/4免除お

よび1/4 免除されたが、残りを納めていない月数を含みます)

※ 作成日より前に納付された場合であっても、事務手続きに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示される場合がありますので ご容赦ください。 現時点の納付記録は「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」でご確認できます。

(注1) 半額免除制度については平成14年4月から、3/4免除および1/4免除の多段階免除制度については平成 18年7月から実施しています。

(注2) 学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。 なお、これらの制度に関し、後日、保険料を追納しなかった期間については、年金加入期間には算入されます が、年金額には反映されません。

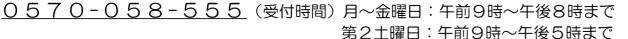
## [月別納付状況欄の見方(表示の説明)]

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。(国民年金保険料が免除や猶 予された後に追納した場合も含みます)
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。(作成日時点の記録を使用 しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります)
/	国民年金に加入していない期間の表示です。厚生年金保険、共済組合等に加入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めて いる期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納め ていない期間の表示です。※
3/4免	国民年金保険料の納付が3/4免除されていて、残りの1/4の保険料を納めている期間の表示です。
3/4未	国民年金保険料の納付が3/4免除されているが、残りの1/4の保険料を 納めていない期間の表示です。※
1/4免	国民年金保険料の納付が1/4免除されていて、残りの3/4の保険料を納めている期間の表示です。
1/4未	国民年金保険料の納付が1/4免除されているが、残りの3/4の保険料を 納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

## ご質問・お問い合わせ先

## ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』へ!



(なお、祝日、12月29日~1月3日はご利用いただけません)

※ 大変申し訳ありませんが、一般の固定電話からおかけいただいた場合、接続先にかかわらず市 内通話料金のご負担をいただきますようお願いいたします。 なお、携帯電話からおかけいただいた場合は、通常の通話料金となります。

※ O5O(一部)の電話、O7Oの電話からおかけになる場合は

[03-6700-1144]

- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合うこ とがございます。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ 代理人(二親等以内)の方がお問い合わせいただく場合は、ご本人の照会番号に加え、代理人の方 の基礎年金番号も必要となります。

# 日本年金機構からのお願いです

#### ねんきん特別便等の未回答の皆様へ

- 年金記録問題の解決に向けて、これまで、皆様に年金記録を確認していただくために、下の 表にあるお知らせをお送りしてまいりました。
- これらのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨のご回答をいただいた方のう ち、多くの方の年金記録が回復しています。
- まだ回答を出されていない方は、ぜひ、この「ねんきん定期便」に同封しております「年金加入 記録 回答票」によりご回答いただきますようお願いいたします。

お送りしたもの	対象者
〇「ねんきん特別便」(水色または黄緑色の封筒)	年金に加入している方及び加入していた方
〇「年金記録の確認のお知らせ」(黄色の封筒)	未統合記録の持ち主と思われる方

# 年金加入記録に国民年金の第3号被保険者記録をお持ちの皆様へ

- 国民年金の第3号被保険者期間として記録されている期間であっても、配偶者(夫等)が 厚生年金保険等の資格を喪失していた期間やお客様ご自身の収入が増加したことなどに より配偶者(夫等)の扶養から外れていた期間は、国民年金の第1号被保険者への種別変 更の届出が必要です。種別変更の手続き先は、住所地の市(区)町村国民年金担当窓口と なりますので、忘れずに届出ください。
- 年金請求時の年金記録確認の際に種別変更の届出漏れが判明した場合には、遡って年 金記録を訂正することとなり、受け取る年金が減額される場合がありますので、届出漏れの ないよう、きちんと手続きを行ってください。
- ※ 国民年金の第3号被保険者とは、厚生年金保険・共済年金加入者に扶養される配偶者のことです。

-6-

# 「ねんきん定期便」パンフレット(年金受給の方用)

# 「ねんきん定期便」をお届けします。

# 「ねんきん定期便」をお届けします。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、 「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録 回答票」にてご回答いただきます よう、お願い申し上げます。

※ 共済組合員記録については、「もれ」ではありませんので回答の必要はありません。

# 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の 加入記録を十分にご確認ください。(2~5ページを参照)

◆わからないことがあれば、『ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル』にお問い合わせください。

◎「もれ」や「誤り」がある



◎「もれ」や「誤り」がない



### 「年金加入記録 回答票」 に記入してください。

(「年金加入記録 回答票」の裏面を参照)

※ すでに第三者委員会への申立て をされている内容については、 新たにお申し出いただく必要は ありません。



回答の必要はありません。



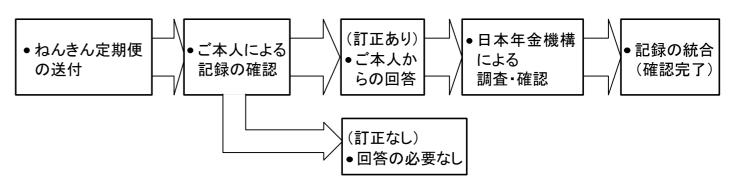
#### 回答票」をご返送ください。 「年金加入記録

「年金加入記録 回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。 ※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当期間がかかりますことをあらかじめ

ご了承ください。

# 「ねんきん定期便」の送付から記録の統合までの流れ(イメージ)

※ すでに第三者委員会への申立てをされている内容については、新たにお申し出いただく必要はありません。



# 「ねんきん定期便」の見方

# これまでの年金加入期間について

3

#### 《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数には含まれません。(3/4免除等、一部免除の 月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。

#### 《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者に関する表示については、第3号被保険者として現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
- ※ 第1号被保険者等への変更を届け出ていただいた場合において も、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示 が異なっている場合もあります。
- ◆ 第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者)制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金保険・共済組合等の加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。

なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体(厚生年金保険・共済組合等の被保険者)が 負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎 年金の年金額に反映されます。

◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていましたが、平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。

届出の確認等につきましては、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

◆ 配偶者の方が資格喪失(退職など)した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合(年収見込額が130万円以上の場合等)には、被保険者資格(3号から1号へ)の変更手続きが必要です。

また、配偶者の方が厚生年金保険・共済組合等の被保険者であって も、65歳以上(年金を受ける権利がある方)である場合も被保険者 資格の変更手続きが必要です。

# 障害年金や遺族年金を受給している方

障害年金や遺族年金を受給している方は、将来、老齢年金を受けられるようになった時に、どちらかを選択していただくなど、ご自身に有利な受取方法を選んでいただくこととなります。詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

## ねんきん定期便 ∰日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 この「ねんきん定期便」は、 照会番号 平成 年 月 日時点の年金加入 (照会番号は、お問い合わせの際に必要となります) 記録に基づき作成されております。 「これまでの年金加入期間」です ※このお知らせの見方は、パンフレットの2~3ページをご覧ください。 されまでの年金加入期間 国民年金 年金加入 厚生年金保険 船員保険 国民年金計 (未納期間を除く) 期間合計 (未納期間を除く) 第1号被保険者 第3号被保険者 (参考) これまでの保険料納付額 (1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額) (累計額) 円 (2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額) (累計額) 円 (累計額) 円

# これまでの保険料納付額について

#### 《国民年金の保険料納付額について》

加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ①付加保険料額を含めて計算しています。
- ② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して 算出しています。
- ③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に計算しています。

#### 《厚生年金保険の保険料納付額について》

加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて計算した 各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

① 被保険者負担分のみを計算しています。

厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。 なお、平成7年4月より、育児休業期間中は保険料(本人負担分)が免除されていますので、保険料納付額には含まれておりません。

② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額)を除いて計算しています。 (「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています)

#### 《旧3公社共済組合(IR、JT、NTT)及び農林共済組合について》

旧3公社共済組合(JR、JT、NT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合;平成9年4月1日、農林共済組合;平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

F-1

お示ししている年金加入期間や年金額には、共済組合員記録に関する加入履歴は反映されておりません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。 ※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

2010\*\*\*\*\*\*

# 4 「これまでの『年金加入履歴』です」の見方

# 年金加入記録をお確かめください。

アクウは、特にご確認いただきたいポイントです。

①の(空いている期間があります)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていたという場合には、加入記録の「もれ」の可能性がありますので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

## ③欄(お勤め先の名称などについて)

- 「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が国のコンピュータに登録されていない場合です。
- ◆ 「第3号被保険者」に関する表示については、現在お届けいただいている内容を基に表示されており、配偶者の離職等により第1号被保険者に該当している場合等、実際と異なる場合があります。
  ※ 第1号被保険者等への変更を届け出ていただいた場合においても、この「ねんきん定期便」への反映が間に合わないために、表示が異なっている場合もあります。

## (7)欄(国民年金の納付状況について)

- ◆ 未納月数は納付済等月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます)
- ◆ 前納は納付済月数に計上しています。
- ◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予) を追納しなかった期間については、年金加入 期間には算入されますが、年金額には反映さ れません。

# 国民年金の納付状況について

◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、ねんきん定期便(F - 5国ページ)「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方にのみ送付しています)

#### これまでの『年金加入履歴』です お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください (裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。

※ 現在、日本年金機構と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

	Ĺ	※ 各共済組合	等におけるか	<b>『入記録について</b>	は、各共済	組合等にお	問い合わ	せください	١,			) /
	①番号	②加入制度	(3	③お勤め先の	名称等		④資格を 年月	取得した		格を失った 年月日	: ⑥加	入月数
		※ このま	知らせの	見方は、パ	ンフレッ	- - - -	5ペー:	ジをご覧	ください	,\ <sub>0</sub>		
				G	ア) この前	· の期間に	ついて、	加入歷	・ はござい	ませんで	こしょうか	?
	1	厚年	 <b>▼</b> 厚生 <sup>2</sup>	■ <b>■ ●</b> 年金保険			平成 4	. 4. 1	平成	5. 10.	1	18
			(基金	加入期間			平成 4	. 4. 1		5. 10.		)
	2	国年 :	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	被保険者		L	平成 5	. 10. 1	平成	7. 4.	1	18
		「 「 厚年		ている期間がる 株式会社	あります。		<b></b> 平成 7	10 1	-	t16 /		100
	1	<del>                                   </del>	米尔/	林以五社	_/ \ <b>6</b> ヶ月間の		平成 /	. 10. 1	十八	t 16. 4.	'	102
	4	国年	第3号	· B被保険者			平成16	. 4. 1		 空欄		46
			<b>う</b> このあ	との期間につ	いて、加力	····································	ざいませ	んでしょ	-↓ <del>!·</del> うか?		<i>"</i>	
/		-				• • • • • •			+	· \		
										金制度に加を表示して		
/										ある場合は		
									/			
									1			
								/	✓			
			<b>75</b>				8厚生的	手金保険	9船員	保険	⑩年金	
	納付済 雪	全額免除 4分の 月数 免除月		4分の1 学特等 免除月数 月数	第3号	納付済等 月数計	加入月数(基金)	加入期間(基金)	加入月数	加入期間	期間(未納月数	合計
							(	(		_	- X C (CMO) S	
		ᄽᄱᅆᆇᄪᄜ			h		-					<b>¥</b>
		☆被保険者期間 ける未納月数	ח	付加保険料約 (再掲)			( )	( )		- 1		
	【備考	欄】								•		
									::::::::::::::::::::::::::::::::::::::			

#### ⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、**保険料納付済月数と未納月数の合計**となります。 月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金 保険料の納付状況です」でご確認ください。

#### 厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

#### 【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・加入期間が10年未満で脱退された方
- → 企業年金連合会

(年金相談室:0570-02-2666)

- ※050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は、 「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・加入期間が10年以上で脱退された方と
- ・現在加入中の方
- → お勤め先(または当時のお勤め先)が加入されている厚生年金基金へお問い合わせください。

## ⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった 方については、特例による計算の結果、加入期間が実際 の加入月数より長くなっている場合があります。

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、厚生年金基金が代行返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付事務を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

## ⑩欄(加入期間の合計について)

国民年金の納付済月数および厚生年金保険・船員保 険の加入月数の合計をお知らせしています。 (未納期 間は含まれていません)

# 標準報酬月額について

◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額は、ねんきん定期便 (F-5厚ページ)「厚生年金保険の標準報酬月額と 保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生 年金保険の加入期間がある方にのみ送付しています)